

逗子市地域脱炭素に向けた再生可能エネルギー導入戦略策定 業務委託に係る仕様書

1. 適用

本仕様書は、逗子市（以下、「発注者」という。）が、受注者へ委託する「逗子市地域脱炭素に向けた再生可能エネルギー導入戦略策定業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

2. 目的

本市は、「チャレンジ！逗子カーボンニュートラル2050」を令和4年1月31日に宣言し、2050年までに逗子市における温室効果ガス実質ゼロを目指し、再生可能エネルギーを最大限に有効活用し地球温暖化防止に関する施策を総合的に推進するため、令和4年度中に、地域脱炭素の実現を目指した計画を策定する。また、今後「地球温暖化対策推進法」の改正に伴い、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する予定であり、脱炭素先行地域への応募も想定している。この調査は、その策定や応募に際して、準拠した資料、根拠となる資料としての重要性も持ち合わせたものである。

本事業は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用し、将来における地域特性（自然的・経済的・社会的課題）や将来のエネルギー消費量を踏まえ、2030年までの短期、2050年までの中長期的な温室効果ガス排出量の削減量や再生可能エネルギーの導入量を把握する基礎調査を行った上で、地域の将来ビジョンや脱炭素シナリオのロードマップを作成し、将来ビジョンや脱炭素シナリオを実現するための具体的な指標及び施策を検討することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

4. 業務内容

4-1. 基礎調査及び分析

(1) エネルギー消費量とCO₂排出量の現状把握及び将来推計

- ① 地球温暖化実行計画（区域施策編）の分類に準じて、各部門のエネルギー消費量とCO₂排出量の調査と分析を行う。
- ② 2030年、2040年、2050年までのエネルギー消費量とCO₂排出量を各部門において推計する。
- ③ エネルギー消費量の把握方法は、地球温暖化実行計画（区域施策編）のマニュアルに準じた方法を推奨するが、公共施設等の実績値が入手可能な施設は実績値を用いた推計手法を優先する。その際に、把握を行う部門、分野の各推計方法のメリット、デメリットを整理し、本市に適した推計方法を確立する。

(2) 再生可能エネルギー発電量のポテンシャルの把握及び分析

- ① 再生可能エネルギー発電量のポテンシャルについて調査及び分析をする。
- ② 2030年、2040年、2050年までの再生可能エネルギー発電量のポテンシャルの目標数を推計する。

(3) 各部門における省エネ方法の洗い出しと効果検証

- ① 各部門における省エネ方法と省エネ効果の整理
- ② 2030年、2040年、2050年における省エネ導入効果の推計

(4) 持続可能な再エネ利活用ビジネスモデルの調査、検討

- ① 再エネ導入拡大及び省エネの普及促進のビジネスモデルについて、自治体と事業者等の役割を明確にしたビジネスモデルの検討と策定
- ② ビジネスモデルに関しては国内外の事例を収集し、本市の需要と再エネポテンシャルの現状ならびに将来推計を基に、地域に適したビジネスモデルを策定する。
- ③ 想定される各ビジネスモデルの事業性評価を実施する。

4-2. 地域脱炭素の実現を目指した計画策定

- (1) 4-1の検討内容を踏まえ、「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定)に基づく、地域脱炭素の実現を目指した計画策定

4-3. 審議会等の事務局支援

- (1) 計画策定に向けた審議会等への出席(3回程度を想定)
- (2) 受託業務の範囲内で計画策定に必要な関連資料の作成

5. 打合せ協議及び報告

業務着手前、中間、業務完了時及び随時必要に応じて適宜打合せ協議を行うものとする。また、協議の内容について、受注者は打合せ協議記録簿をその都度作成し、発注者及び受注者にて確認のうえ、それぞれ一部ずつ保有するものとする。

6. 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た各種情報について、発注者の許可なく第三者に公表、貸与、開示してはならず、本業務終了後であっても同様とする。

7. 個人情報等の保護

受注者は、本業務遂行にあたり、業務上知り得た個人情報等について逗子市個人情報保護条例、別添「個人情報の取り扱いに関する特記仕様書」に掲げる事項及び以下の項目について遵守するものとする。

- (1) 受注者は契約目的物、貸与品並びに委託業務の履行に関し作成された帳票または磁気テープ等その他の記録媒体に記録された情報を、委託業務の履行以外の用途に使用してはならない。
- (2) 受注者は契約目的物、貸与品並びにデータを許可なく複写若しくは複製、または第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は貸与品及び磁気テープ等、記録媒体に関する保管その他の管理にあつては、漏洩、滅失、棄損等を防止し、その適正な管理を図るものとする。
- (4) 受注者は契約完了時、発注者の指示に従いデータの破棄をしなければならない。破棄にあたり、焼却またはシュレッダー等による裁断、消去等当該データが第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。ただし、発注者の承認を得た場合はその限りではない。

8. 再委託の禁止

受注者は、業務の全部または主要部分を第三者に請負わせてはならない。ただし、委託業務の一

部を第三者に請け負わせる場合は、あらかじめ書面による発注者の承諾を得るものとする。また、その規定に係らず委託業務が個人情報の取扱いを伴うものであるときは、受注者は、その業務の一部（個人情報の取扱いを伴う部分に限る。）を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

9. 検査

受注者は、本業務の工程ごと及び業務の完了後に発注者の検査を受けるものとし、発注者から業務委託契約書及び本仕様書の定めに適さないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって、業務が完了したものとする。ただし、業務完了後であっても成果品に不備、誤り等が発見された場合は、受注者の費用負担により、発注者の指示に従って速やかに訂正、補足、報告等の必要な措置を講じなければならない。

10. 成果品の帰属

本業務の成果品及び業務遂行上に作成した資料はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく他者に公表、貸与、使用又は流用してはならない。

11. 関係法令等

受注者は、本業務の遂行にあたっては、業務委託契約書及び本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、関連計画等（国、県、本市等）との整合、調整に十分留意するものとする。

12. 成果品

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 報告書（カラー製本） | 10部 |
| (2) 報告書概要書（報告書にとじこむこと） | 10部 |
| (3) その他関連資料 | |

本業務で作成した資料、データ（温室効果ガス排出量及び削減量を把握、管理するための計算ファイル含む）、打合せ記録簿等） 一式

- | | |
|--|----|
| (4) 上記成果品に係る電子媒体（CD-ROM、データ形式は、PDF形式並びに、Word及びExcel等の編集可能な形式の双方により提出することとする） | 一式 |
|--|----|

13. その他

- (1) 仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、発注者と受注者で協議を行い、指示に従うこと。
- (2) 受注者は、本業務の遂行において発注者からの資料の貸与を受ける必要がある場合は、発注者との協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。
- (3) 本業務に係る必要な負担は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者が負担すること。
- (4) 本業務は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の採択を受けた補助事業となるため、当該補助事業の主旨を理解した業務であることに留意すること。

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、逗子市個人情報保護条例、逗子市情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ実施手順に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

(秘密等の保持)

第1条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行き、第三者にその処理を委託してはならない。

(収集の制限等)

第4条 受注者は、この業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第7条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、前項の個人情報を従事者の自宅その他受注者の管理が及ばない場所に持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第8条 受注者は、この業務に従事する者に対し、逗子市個人情報保護条例第31条、第36条、第37条、第39条及び第41条の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第9条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務に従事する者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第10条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 受注者は、この業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報の漏えい等の事故があった場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、前項の漏えい等の事故があった場合には、被害を最小限とするための措置を講じるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等の事故に係る事実関係を当該漏えい等の事故のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じるものとする。
- 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(報告及び指示)

第 12 条 発注者は、この業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて必要があると認める場合は、受注者に報告を求めることができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。